

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年9月25日提出
【計算期間】	第20期(自 平成25年7月11日至 平成26年7月10日)
【ファンド名】	日経300株価指数連動型上場投資信託
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、「日経株価指数300」に連動する投資成果を目指す追加型株式投資信託です。

ファンドは、信託財産の投資対象を日経株価指数300に採用されている銘柄の株式のみに限定し、同指数の計算方法にしたがって、ポートフォリオを構成して、原則としてそれを維持することにより基準価額が、同指数の動きと高位に連動することを目指します。

投資者は、ファンドを金融商品取引所において時価により株式と同様に売買することができます。

日経株価指数300とは、

日経株価指数300は、東京証券取引所第1部上場銘柄の中から株式市場を代表し、かつ業種分散、流動性などを勘案して選定された主要300銘柄を時価総額で加重平均した株価指数です。1982年10月1日を100とし、その特性は、より少ない銘柄で株式市場全体の動向を的確に表すことにあります。

日経株価指数300の計算方法

日経株価指数300は、時価総額を指数化したものです。つまり、上場株式数を加味することにより、一部の値がさ株の動きから、大きな影響を受ける危険を排除しています。日経株価指数300は、次の算式により計算されます。

$$\text{日経株価指数300} = \frac{\text{当日の時価総額}}{\text{基準時価総額}} \times 100$$

銘柄入替えや有償増資など市況変動以外の要因によって当日の時価総額が増減する場合には、指数の連続性を維持するため、基準時価総額を次の算式により修正します。

$$\frac{\text{修正日前日の時価総額}}{\text{修正前基準時価総額}} = \frac{\text{修正日前日の時価総額} \pm \text{修正額}}{\text{修正後基準時価総額}}$$

- (1) 日経株価指数300は、株式会社日本経済新聞社が発表している株価指数で株式会社日本経済新聞社の知的財産です。
- (2) 株式会社日本経済新聞社は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- (3) 株式会社日本経済新聞社は、ファンドに関し、一切責任はありません。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、本商品のコンセプトが投資信託の機能を利用して「日経株価指数300の現物化」を図ろうとしたものであり、以下の点で通常の投資信託とは異なる商

品設計となっております。

受益権を上場します。

株式の組入比率を高位に維持するために、現金による解約は行なえないこととしていることからこれに代わる換金手段として、金融商品取引所により流通市場を提供するものです。

金融商品取引所での売買

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所

売買単位は1,000口以上1,000口単位です。

手数料は申込みの販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

追加設定は一定口数以上の申込みでないに行なうことはできません。

日経株価指数300に高位に連動するという目的の支障とならないようにするために、追加設定を同指数のポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

一定口数以上の受益権を有される投資家は、それに相当する信託財産中の300銘柄の現物株式ポートフォリオと交換することができます。

基準価額と金融商品取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収束することにより、金融商品取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

税制上の取扱いは、原則として株式と同様の取扱となります。

収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

ファンドは、以下のような方針に基づいて運用します。

投資対象有価証券は、日経株価指数300に採用されている銘柄の株式のみとします。

- ・ 同指数採用銘柄すべてを最小売買単位以上組入れます。
- ・ 個別銘柄の組入れ比率は、同指数の計算方法に基づいて決定します。

設定の際、信託財産のポートフォリオを組成するまでの間に、日経株価指数300先物取引を利用する場合があります。

次の場合には、個別銘柄の組入比率の調整を行いません。

- ・ 同指数採用銘柄に異動があった場合
- ・ 同指数の採用銘柄に増資などが行なわれたことによって同指数が調整された場合
- ・ 同指数の計算方法が変更された場合
- ・ ファンドにおける追加設定、交換が行なわれた場合

なお、調整の過程で現金が発生した場合には、個別銘柄に投資するまでの間、コールなどによって運用する場合があります。

信託財産の保有する株式から発生した受取配当金は、コールなどのみによって運用し、株式に再投資することはありません。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

（日経300株価指数連動型上場投資信託）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内	株式 債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
	内外	その他資産 () 資産複合	ETF	特殊型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	TOPIX その他 (日経株価指数300)
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファ

ンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔 決算頻度による属性区分 〕

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

〔 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) 〕

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔 投資形態による属性区分 〕

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔 為替ヘッジによる属性区分 〕

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔 インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

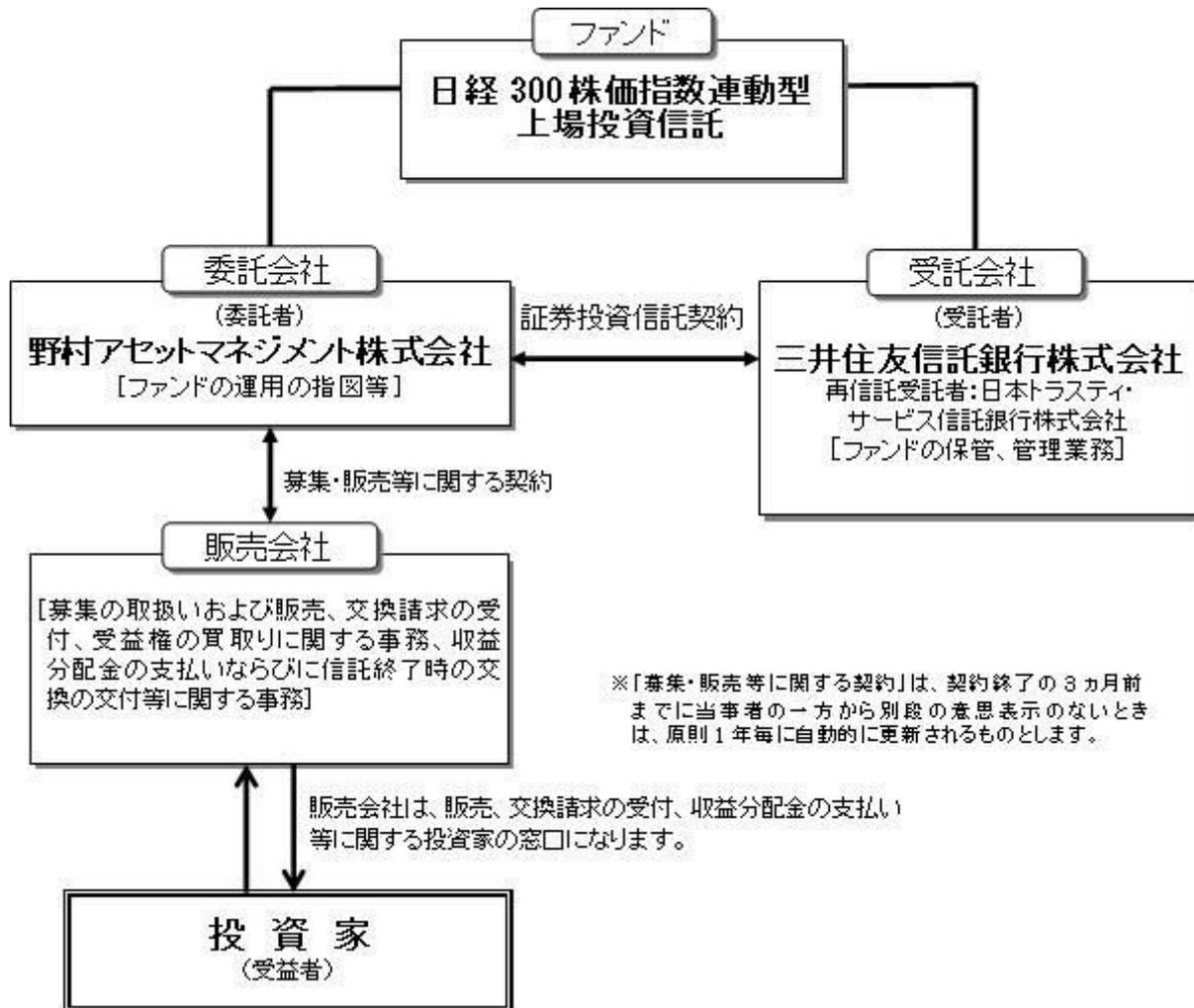
〔 特殊型 〕

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

平成7年4月12日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
平成7年5月29日	受益証券を東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、京都証券取引所、広島証券取引所、福岡証券取引所、新潟証券取引所および札幌証券取引所に上場
平成25年7月16日	取引所の統合により大阪証券取引所への上場が廃止

(3) 【ファンドの仕組み】



委託会社の概況(平成26年8月末現在)

- ・ 名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・ 本店の所在の場所
東京都中央区日本橋一丁目12番1号
- ・ 資本金の額
17,180百万円
- ・ 会社の沿革
昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

この信託は、日経株価指数300に採用されている銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を日経株価指数300における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に維持することを目的とした運用を行ない、日経株価指数300に連動する投資成果を目指します。

当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が上記の基本方針に沿うよう、個別銘柄の株式を取得し、信託財産を組成します。

次の場合には、上記の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア 日経株価指数300の計算方法が変更された場合

イ 日経株価指数300が、その採用されている銘柄の入替えまたは資本異動等日経株価指数300における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合

(2)【投資対象】

この信託は、日経株価指数300に採用されている銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を日経株価指数300における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に維持することを目的とした運用を行ない、日経株価指数300に連動する投資成果を目指します。

当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が上記の基本方針に沿うよう、個別銘柄の株式を取得し、信託財産を組成します。

なお、設定の際、信託財産のポートフォリオを組成するまでの間に、日経株価指数300先物取引を利用する場合があります。

有価証券の指図範囲(約款第23条第1項)

委託者は、信託金を、株式に投資することを指図します。

金融商品および先物取引の指図範囲(約款第23条第2項)

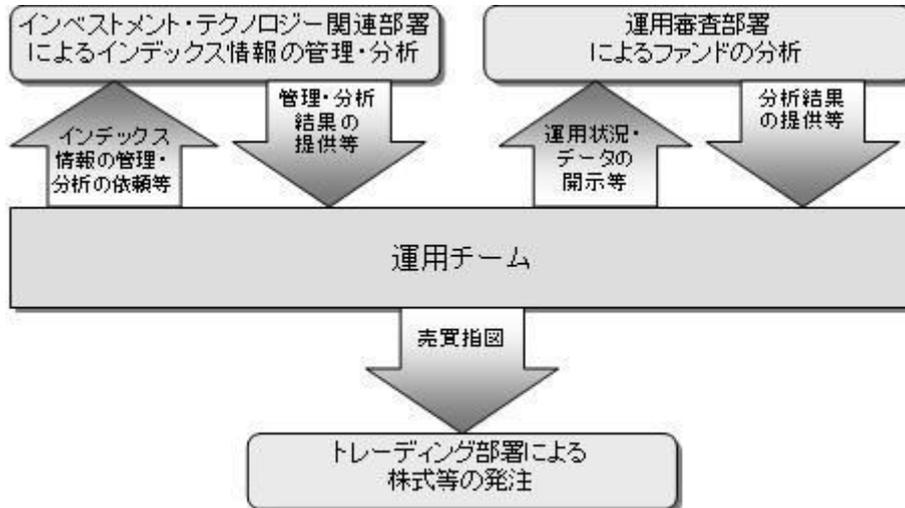
委託者は、信託金を、上記「(1)投資方針」にしたがって株式に投資するまでの間、次のものへの運用を指図することができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託(信託法(平成18年法律第108号)に規定する受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)に表示されるべきものを除きます。)
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形

- 5 日経株価指数300を対象とした株価指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるもの
のうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。）

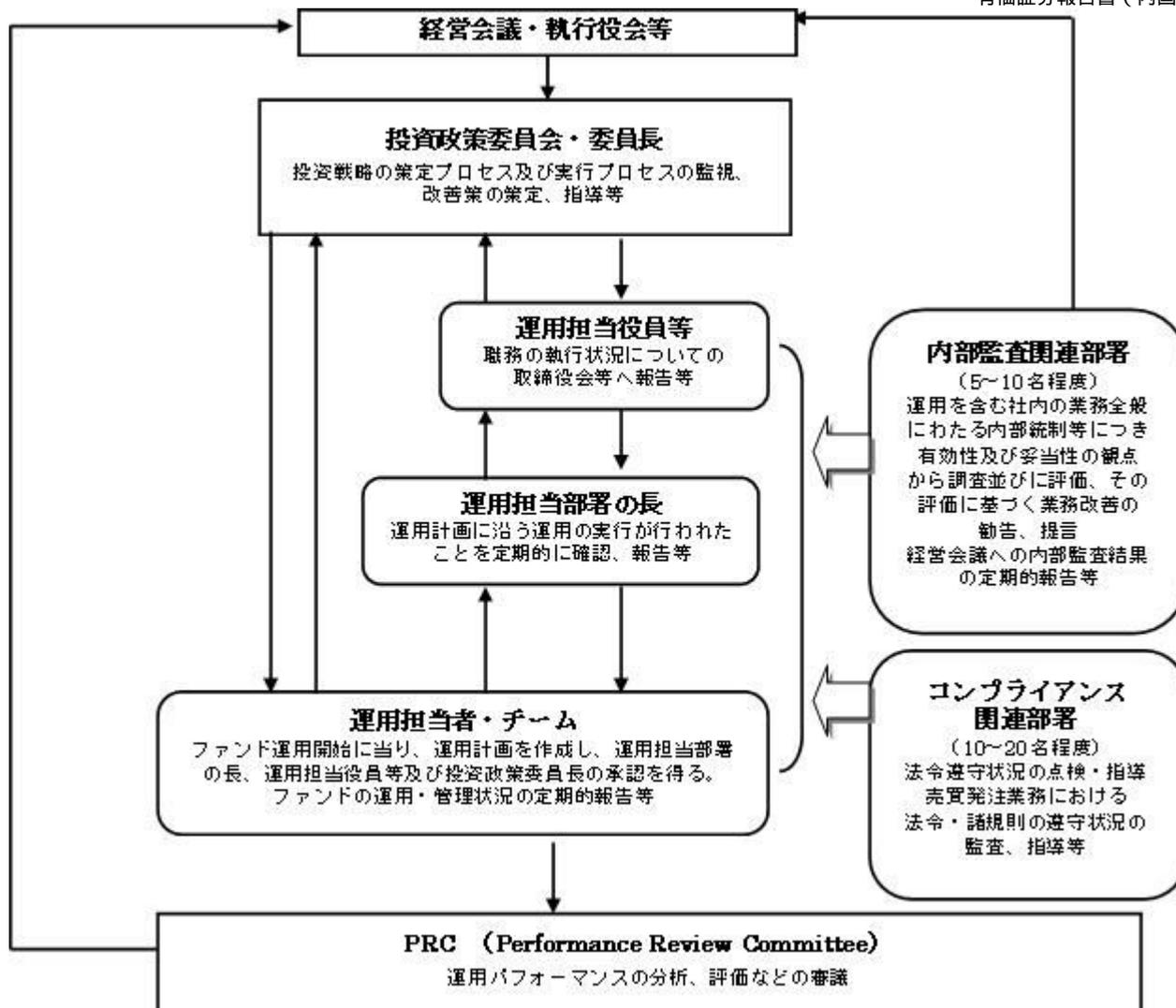
（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配できない場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行ないません。

信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において経費を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したとき

は分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

- 1 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、交換(解約)差益金
- 2 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、交換(解約)差損金

* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

株式への投資割合(約款第24条第1項第5号)

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資する株式の範囲(約款第24条第1項第4号)

委託者が投資することを指図する株式は、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、日経株価指数300に採用されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

株式の貸付の指図および範囲(約款第26条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を下記()に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

()株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。

()委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

()当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3 【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

対象株価指数と基準価額の主な乖離要因

ファンドは、基準価額が対象株価指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

同指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと

信託財産の構成時および同指数の構成銘柄異動や個別銘柄の資本異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること

ポートフォリオを構築するまでの間、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること

先物取引を利用した場合、先物価格と同指数との間に価格差があること

信託報酬等のコスト負担があること

対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。

ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

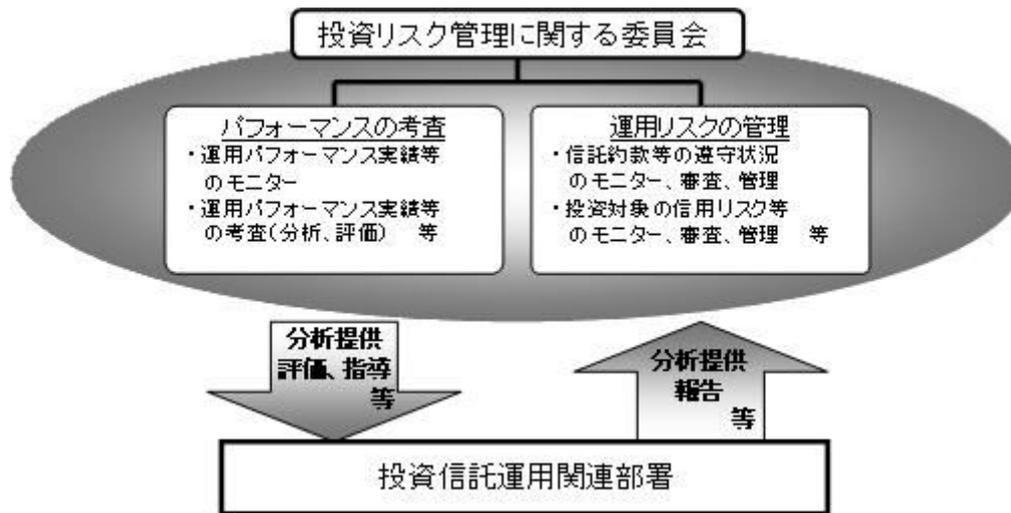
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が交換を行なうときは、当該受益者から、交付する個別銘柄の株式につき、個別時価総額（基準価額の計算日における個別銘柄の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額。）に交付する株数を乗じて得た金額をいいます。）に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

また、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

受益権の買取りは、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等 (c)受益権の買取り(買取請求制)の第1号、第2号」に該当するに限られます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の1口当たりの元本額に受益権口数を乗じて得た金額（元本総額）の残高に応じて、次の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

<元本総額>	<全体の報酬率>	<委託会社>	<受託会社>
2,500億円以下の部分	年1万分の56.16 (税抜年1万分の52)	年1万分の42	年1万分の10

2,500億円超 5,000億円以下の部分	年1万分の45.36 (税抜年1万分の42)	年1万分の32	年1万分の10
5,000億円超 1兆円以下の部分	年1万分の41.04 (税抜年1万分の38)	年1万分の28	年1万分の10
1兆円超の部分	年1万分の38.88 (税抜年1万分の36)	年1万分の26	年1万分の10

(注) 上記にかかわらず、第10計算期間までの計算期間の時効前の収益分配金の支払いについて、販売会社が受ける報酬は、当該ファンドにつき、委託会社が受ける報酬から支弁するものとし、1口当たり元本に分配金の取扱に相当する口数を乗じた金額に対して、年10,000分の10の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

受益権の売却時

売却時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

収益分配金の受取り時

分配金については、20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について

売却時及び交換時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象と

なります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

収益分配金の受取り時

収益分配金の益金不算入の対象となります。

益金不算入の限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成26年 7月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	11,994,604,650	99.90
現金・預金・その他資産(負債控除後)		11,674,049	0.09
合計(純資産総額)		12,006,278,699	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	126,800	6,003.00	761,180,400	6,137.00	778,171,600	6.48
2	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	44,500	7,486.00	333,127,000	7,572.00	336,954,000	2.80
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	525,600	605.00	317,988,000	615.60	323,559,360	2.69
4	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	162,000	1,753.00	283,986,000	1,824.00	295,488,000	2.46
5	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	67,200	3,573.00	240,105,600	3,654.00	245,548,800	2.04
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	52,500	4,152.00	217,980,000	4,260.00	223,650,000	1.86

7	日本	株式	KDDI	情報・通信業	33,300	6,182.00	205,860,600	5,997.00	199,700,100	1.66
8	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	27,100	6,437.00	174,442,700	6,860.00	185,906,000	1.54
9	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	900,800	201.00	181,060,800	201.50	181,511,200	1.51
10	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	49,500	3,700.00	183,150,000	3,652.00	180,774,000	1.50
11	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	167,700	973.00	163,172,100	1,022.00	171,389,400	1.42
12	日本	株式	キヤノン	電気機器	49,500	3,261.00	161,419,500	3,392.00	167,904,000	1.39
13	日本	株式	ファナック	電気機器	8,900	17,640.00	156,996,000	17,990.00	160,111,000	1.33
14	日本	株式	デンソー	輸送用機器	32,800	4,682.00	153,569,600	4,788.00	157,046,400	1.30
15	日本	株式	日立製作所	電気機器	179,000	764.00	136,756,000	808.70	144,757,300	1.20
16	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	32,900	4,359.00	143,411,100	4,330.50	142,473,450	1.18
17	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	29,300	4,655.00	136,391,500	4,727.00	138,501,100	1.15
18	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	3,900	33,505.00	130,669,500	34,405.00	134,179,500	1.11
19	日本	株式	三菱地所	不動産業	52,000	2,494.00	129,688,000	2,547.50	132,470,000	1.10
20	日本	株式	三菱商事	卸売業	60,300	2,116.00	127,594,800	2,186.00	131,815,800	1.09
21	日本	株式	三井不動産	不動産業	37,000	3,382.76	125,162,340	3,444.50	127,446,500	1.06
22	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	14,600	8,108.00	118,376,800	8,322.00	121,501,200	1.01
23	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	83,800	1,339.00	112,208,200	1,415.00	118,577,000	0.98
24	日本	株式	パナソニック	電気機器	91,000	1,222.00	111,202,000	1,257.50	114,432,500	0.95
25	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	30,200	3,702.00	111,800,400	3,742.00	113,008,400	0.94
26	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	7,600	14,790.00	112,404,000	14,750.00	112,100,000	0.93
27	日本	株式	三井物産	卸売業	66,700	1,631.00	108,787,700	1,666.00	111,122,200	0.92
28	日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	353,000	309.00	109,077,000	314.10	110,877,300	0.92
29	日本	株式	三菱電機	電気機器	80,000	1,274.00	101,920,000	1,376.00	110,080,000	0.91
30	日本	株式	信越化学工業	化学	16,000	6,056.00	96,896,000	6,580.00	105,280,000	0.87

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.09
		鉱業	0.69
		建設業	2.62
		食料品	4.33
		繊維製品	0.62
		パルプ・紙	0.24
		化学	5.29
		医薬品	4.51
		石油・石炭製品	0.70
		ゴム製品	1.16
		ガラス・土石製品	0.89
		鉄鋼	1.80
		非鉄金属	1.15
		金属製品	0.48

機械	5.00
電気機器	10.75
輸送用機器	12.44
精密機器	1.50
その他製品	1.53
電気・ガス業	1.82
陸運業	3.97
海運業	0.29
空運業	0.27
倉庫・運輸関連業	0.24
情報・通信業	11.01
卸売業	4.31
小売業	4.40
銀行業	7.87
証券、商品先物取引業	1.25
保険業	2.12
その他金融業	1.43
不動産業	3.09
サービス業	1.88
合 計	99.90

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間	(2005年 7月10日)	21,699	21,841	222.8100	224.2600
第12計算期間	(2006年 7月10日)	22,528	22,710	309.3700	311.8700
第13計算期間	(2007年 7月10日)	25,983	26,192	356.8100	359.6900

第14計算期間	(2008年 7月10日)	16,011	16,246	261.5200	265.3500
第15計算期間	(2009年 7月10日)	10,628	10,803	173.6000	176.4500
第16計算期間	(2010年 7月10日)	10,584	10,710	172.8700	174.9400
第17計算期間	(2011年 7月10日)	8,176	8,307	175.7000	178.5200
第18計算期間	(2012年 7月10日)	7,069	7,191	151.9200	154.5500
第19計算期間	(2013年 7月10日)	11,198	11,340	240.6500	243.6900
第20計算期間	(2014年 7月10日)	11,722	11,888	251.9000	255.4800
	2013年 7月末日	10,617		228.1600	
	8月末日	10,403		223.5600	
	9月末日	11,246		241.6700	
	10月末日	11,230		241.3500	
	11月末日	11,890		255.5200	
	12月末日	12,296		264.2300	
	2014年 1月末日	11,466		246.4100	
	2月末日	11,429		245.6100	
	3月末日	11,380		244.5600	
	4月末日	11,017		236.7600	
	5月末日	11,408		245.1500	
	6月末日	11,921		256.1700	
	7月末日	12,006		258.0100	

(上場金融商品取引所取引価格)

(当日終値、一口当たり円)

計算期間	金融商品取引所				
	東京	大阪	名古屋	福岡	札幌
第11計算期間 (2005年 7月10日)	220				
第12計算期間 (2006年 7月10日)	298				
第13計算期間 (2007年 7月10日)	352				
第14計算期間 (2008年 7月10日)	252				
第15計算期間 (2009年 7月10日)	152				
第16計算期間 (2010年 7月10日)	147				
第17計算期間 (2011年 7月10日)	152				
第18計算期間 (2012年 7月10日)					
第19計算期間 (2013年 7月10日)	216				
第20計算期間 (2014年 7月10日)	226				
2013年 7月末日					
8月末日	199				
9月末日	218				
10月末日					
11月末日	220				
12月末日	231				

2014年 1月末日					
2月末日	214				
3月末日	215				
4月末日					
5月末日					
6月末日	226				
7月末日	230				

決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。
 金融商品取引所の統合により、2013年7月16日以降は大阪取引所（旧大阪証券取引所）から東京証券取引所に取引価格の取得先が変更になっております。

【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金
第11計算期間	2004年 7月11日～2005年 7月10日	1.4530円
第12計算期間	2005年 7月11日～2006年 7月10日	2.5050円
第13計算期間	2006年 7月11日～2007年 7月10日	2.8790円
第14計算期間	2007年 7月11日～2008年 7月10日	3.8320円
第15計算期間	2008年 7月11日～2009年 7月10日	2.8560円
第16計算期間	2009年 7月11日～2010年 7月10日	2.0700円
第17計算期間	2010年 7月11日～2011年 7月10日	2.8210円
第18計算期間	2011年 7月11日～2012年 7月10日	2.6220円
第19計算期間	2012年 7月11日～2013年 7月10日	3.0380円
第20計算期間	2013年 7月11日～2014年 7月10日	3.5800円

【収益率の推移】

	計算期間	収益率
第11計算期間	2004年 7月11日～2005年 7月10日	2.6%
第12計算期間	2005年 7月11日～2006年 7月10日	40.0%
第13計算期間	2006年 7月11日～2007年 7月10日	16.3%
第14計算期間	2007年 7月11日～2008年 7月10日	25.6%
第15計算期間	2008年 7月11日～2009年 7月10日	32.5%
第16計算期間	2009年 7月11日～2010年 7月10日	0.8%
第17計算期間	2010年 7月11日～2011年 7月10日	3.3%
第18計算期間	2011年 7月11日～2012年 7月10日	12.0%
第19計算期間	2012年 7月11日～2013年 7月10日	60.4%
第20計算期間	2013年 7月11日～2014年 7月10日	6.2%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第11計算期間	2004年 7月11日～2005年 7月10日		12,599,900	97,393,535
第12計算期間	2005年 7月11日～2006年 7月10日		24,573,069	72,820,466
第13計算期間	2006年 7月11日～2007年 7月10日			72,820,466
第14計算期間	2007年 7月11日～2008年 7月10日		11,595,148	61,225,318
第15計算期間	2008年 7月11日～2009年 7月10日			61,225,318
第16計算期間	2009年 7月11日～2010年 7月10日			61,225,318
第17計算期間	2010年 7月11日～2011年 7月10日		14,690,321	46,534,997
第18計算期間	2011年 7月11日～2012年 7月10日			46,534,997
第19計算期間	2012年 7月11日～2013年 7月10日			46,534,997
第20計算期間	2013年 7月11日～2014年 7月10日			46,534,997

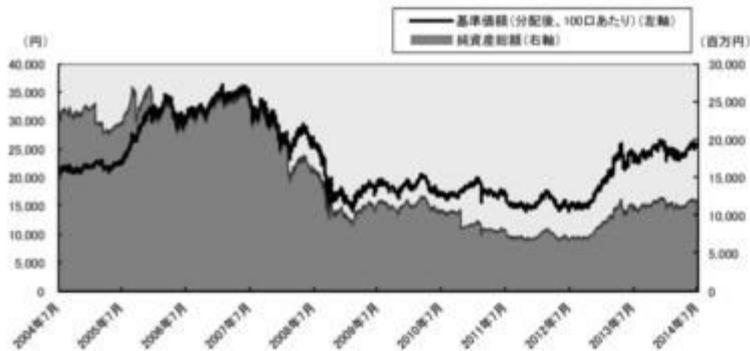
本邦外における設定及び解約の実績はありません。

解約口数は交換口数を表示しております。

参考情報

運用実績 (2014年7月31日現在)**基準価額・純資産の推移**

(日次)

**分配の推移**

(100口あたり、課税前)

2014年7月	358.00 円
2013年7月	303.80 円
2012年7月	262.20 円
2011年7月	282.10 円
2010年7月	207.00 円
設定未累計	3,421.80 円

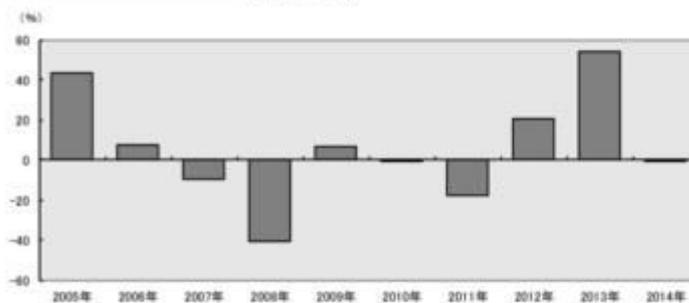
主要な資産の状況

銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	6.5
2	ソフトバンク	情報・通信業	2.8
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.7
4	NTTドコモ	情報・通信業	2.5
5	本田技研工業	輸送用機器	2.0
6	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.9
7	KDDI	情報・通信業	1.7
8	日本電信電話	情報・通信業	1.5
9	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.5
10	日本たばこ産業	食料品	1.5

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2014年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】**1【申込（販売）手続等】**

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれま
す。

取得申込みの受付については、取得申込日の正午までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを
当日の申込みとします。

なお、委託者は、次の各号の期日および期間については、原則として、受益権の取得の申込みに応じないも
のとします。

- 1 日経300指数の銘柄入替え実施日の営業日から起算して5営業日以内(通常は10月上旬)
- 2 ファンドの計算期間終了日(毎年7月10日)の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算
期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前か
ら起算して5営業日以内)
- 3 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事
情が生じたものと認めるとき

なお、上記各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信
託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(第3号に掲げるものを除く。)につい
ては、受益権の取得申込を受付ける場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は1,200万口以上10万口単位とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の販売基準価額(取得申込日の基準価額に100.5%の率を乗じて得た額)とし
ます。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規
定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得
申込みの受付を取り消す場合があります。

<申込手数料>

取得申込日の販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合
わせ下さい。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機
関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれ
ます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(取得申込日の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて
得た額に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額)の支払いと引き換
えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。受託者は、
追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。委託者
は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をする
ため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関へ
の通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ない
ます。

2【換金（解約）手続等】

(a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行を請求することができません。

(b) 受益権と信託財産に属する株式との交換

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、交換の請求を委託者が受付けた日の前営業日（「交換申込日」）に、一定口数以上の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。なお、交換申込日の正午までに委託者に交換の連絡をして受理されたものを、交換の申込みとして取扱います。

委託者は、次の各号の期日または期間については、原則として、交換請求の受付を停止します。

- 1 日経300指数構成銘柄の配当落日および権利落日の前営業日
- 2 日経300指数の銘柄入替え実施日の前営業日から起算して6営業日以内(通常は10月上旬)
- 3 ファンドの計算期間終了日(毎年7月10日)の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。))の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
- 4 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針にそった運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、上記各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(第4号に掲げるものを除く。)については、交換請求の受け付けを行なう場合があります。

なお、交換請求の受け付けを停止したときは、受益者は、当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受け付けたものとします。

受益者が、交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

交換の単位は1,200万口以上10万口単位とします。交換の単位は、信託財産に属するすべての銘柄の株式につき、金融商品取引所が定める一売買単位(以下「取引所売買単位」といいます。)以上の株数と交換するために必要な口数を基礎として、委託者が定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。なお、将来において日経300指数の変動(値上がり)などにより、基準とする口数は変更されることがあります。

交換の価額は、交換請求申込日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から、交付する個別銘柄の株式につき、個別時価総額(基準価額の計算日における個別銘柄の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額。)に交付する株数を乗じて得た金額をいいます。)に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で交換の請求の受け付けを停止すること、および既に受け付けた交換請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、交換請求の受け付けが中止された場合には、受益者は、当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受け付けたものとします。

(注)販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行なうものとしま

す。当該抹消に係る手続きおよび交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび交換株式の振替日における抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものとして取り扱います。

交換の請求を行なう受益者が日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社等である場合に信託財産が買取る受益権を含みます。

受益証券をお手許で保有されている方は、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(交換でお渡しする株数の計算)

受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換の請求を委託者が受けた日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

交換申込日の翌営業日における、信託財産中の株式時価総額のうち、交換口数分の概算株式時価総額を計算します。

上記時価総額に、銘柄別時価構成比率を乗じ、銘柄毎の時価で除した各銘柄の株数を計算します。

上記株数を金融商品取引所での1売買単位の整数倍に調整します。

この場合、計算された株数が金融商品取引所における最小売買単위에満たない銘柄については、お渡しする株数を1売買単위에切り上げ、計算された株数が1売買単位以上になっている銘柄の売買単位未満の端数部分は切り捨てるものとし、300銘柄の銘柄毎の交換株数を確定します。

(交換する受益権口数の確定)

委託者は、受益者が最小交換口数以上の振替受益権を委託者に提示して交換の請求を行ない、その請求を受けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる個別銘柄の株数を計算し、交換に要する受益権の口数(1口未満の端数があるときは、1口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。)を確定します。

委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する株式のうち取引所売買単位の整数倍となる株式を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社(会社法第2条第3項に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。)である場合には、委託者は、当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、交換請求の受付日の翌営業日の寄付き時以降、成行きの方法によって当該株式を売却した額(売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額)とします。

なお、交換の請求を行なう受益者が、日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該交換の請求を受益者から取次ぐ第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を行なうときを含むもの)とします。は、交換の請求を行なう際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとし、当該通知が交換の請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負う

ものとしします。

(交換による株式の交付等)

受託者は、販売会社による振替受益権の抹消に係る手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとしします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して4営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。ただし、日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社等が受取った受益権については、個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行ないます。

(c) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとしします。

1 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

2 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額となります。

販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとしします。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、信託約款の規定に従い、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして、当該日の基準価額としします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した100口当たり金額をいいます。

純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。

信託財産に属する株式(交換の実行に係る株式で、受益者に対し未交付のもの(株式の振替制度移行後に

おいては、振替機関等の受益者の口座に未振替のものとし(を除外)の時価評価は、原則として、金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額)により評価するものとします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

<追加信託金について>

()追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に100.5%の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

()追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

<受益権と株式の交換の計理処理>

受益権と株式の交換にあつては、交換必要口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を交換(解約)差金として処理します。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成7年4月12日設定)。

(4)【計算期間】

毎年7月11日から翌年7月10日までとします。

なお、最終計算期間の終了日は、この信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が1,200万口を下回ることとなった場合、または、この信託契約を終了することが受益者のため有利であると認めるとき、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったときもしくは日経株価指数300が廃止されたときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者

に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」の信託契約の解約をしません。

()委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(c) 信託約款の変更

()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。

()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(d) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(e) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(c)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記しま

す。

(f) 金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益証券について、別に定める金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益証券は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(g) 信託財産の登記等および記載等の留保等

() 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

() 上記() ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

() 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

() 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(h) 株式の売却の指図

委託者は、信託財産に属する株式の売却の指図ができます。

(i) 再投資の指図

委託者は、株式の売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。ただし、株式の配当金については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 金融商品および先物取引の指図範囲」に定める第1号から第4号までの金融商品による運用に限るものとします。

(j) 受託者による資金立替え

信託財産に属する株式について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(k) 委託者の登録取消等に伴う取扱い

委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託約款に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命令したときは、この信託は、上記「(c) 信託約款の変更()」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(l) 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託

契約に関する事業を承継させることがあります。

(m) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c)信託約款の変更」にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(n) 受益権の分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(o) 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(p) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録

(a) 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が計算期間終了日現在における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、受託者は、当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

受益者は、原則として、上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限る。以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から30日間停止します。この場合、委託者は、予め公告を行なうものとします。ただし、社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは原則として以下の通りとし、この信託の受益権の全てが振替受益権である場合には、原則として上記の公告を行ないません。

- () 当該受益権は、上記当該会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
- () 当該会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者から申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。
- () 当該会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記()の受益者の振替機関の

定める事項を(当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

この信託契約締結当初および平成20年1月4日前の追加信託時の受益者については、上記の登録を行なったうえで受益証券を交付し、平成20年1月4日以降の追加信託時の受益者については、上記の登録を行なったうえで振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、受益者が登録の際にあらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご留意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

上記にかかわらず、第10計算期間までの各計算期間に係る収益分配金の時効前の収益分配金の支払いにつき、当該各計算期間における名義登録受益者に交付された収益分配金交付書兼領収書と引き換えに行なう収益分配金の支払いは、販売会社が収益分配金交付書兼領収書を受付けた後、受託者において名義登録受益者の確認を行なったうえで、原則として、委託者または販売会社(委託者を除く)の営業所において支払うものとします。

(b)受託者は、委託者または販売会社(委託者を除く)が収益分配金を支払った場合、委託者または販売会社が呈示した受益者へ支払済み収益分配金交付書兼領収書と引換えに委託者または当該販売会社に収益分配金を交付します。

受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者が指定する販売会社(委託者を除く)または委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属するものとします。

信託終了時の交換等

委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める1,200万口以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の5営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座等に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

ただし、日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取することを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額(売却に伴う売買委託手数料および有価証券取引税等を控除した後の金額)とします。

交換は、委託者または販売会社(委託者を除く)の営業所において行なうものとします。

受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の5営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。なお、銘柄毎の交換株数の計算方法は、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等 (b)受益権と信託財産に属する株式との交換」に記載されている交換で渡す株数の計算に準じて行ないます。

販売会社は、受益者に交換を行なうとき、当該受益者から、受益者が取得する個別銘柄の株式につき、個別時価総額(信託終了日における個別銘柄の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそ

れに準ずる価額。)に交換する株数を乗じて得た金額をいいます。)に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権(各受益権について信託財産が買取った受益権を含みます。)を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。上記にかかわらず、次の場合には信託終了日の基準価額をもとに金銭をもって返還するものとします。

- 1 信託終了時の交換において、受益者の有する口数から株式の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権または受益証券
- 2 1,200万口に満たない振替受益権または受益証券(取引所売買単位未満の振替受益権または受益証券を含みます。)

販売会社は、受益者に返還を行なうとき、当該受益者から、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して3営業日目から行ないます。

信託財産が買取った受益権については、個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行ないます。

金銭をもってする返還は、信託終了日後40日以内の委託者の指定する日から販売会社の営業所において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において信託財産における交換の計上が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対する金銭をもってする返還は、信託終了日後40日以内の委託者の指定する日から販売会社の営業所において、受益証券と引換えに行ないます。

受益者が、株式の交換および金銭の返還について、交換開始日から10年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

日経300株価指数連動型上場投資信託

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間(平成25年7月11日から平成26年7月10日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (平成25年 7月10日現在)	第20期 (平成26年 7月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	166,065,446	193,329,111
株式	11,186,383,650	11,715,967,600
未収入金	8,240,650	-
未収配当金	9,946,300	10,781,250
未収利息	357	349
流動資産合計	11,370,636,403	11,920,078,310
資産合計	11,370,636,403	11,920,078,310
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	141,373,320	166,595,289
未払受託者報酬	5,863,676	5,957,186
未払委託者報酬	24,627,429	25,020,034
その他未払費用	117,165	119,068
流動負債合計	171,981,590	197,691,577
負債合計	171,981,590	197,691,577
純資産の部		
元本等		
元本	11,261,469,274	11,261,469,274
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	62,814,461	460,917,459
(分配準備積立金)	14,099	37,198
元本等合計	11,198,654,813	11,722,386,733
純資産合計	11,198,654,813	11,722,386,733
負債純資産合計	11,370,636,403	11,920,078,310

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期		第20期	
	自	平成24年 7月11日 至 平成25年 7月10日	自	平成25年 7月11日 至 平成26年 7月10日
営業収益				
受取配当金		194,685,886		228,670,503
受取利息		51,658		47,941
有価証券売買等損益		4,137,142,257		523,708,821
その他収益		130,439		111,836
営業収益合計		4,332,010,240		752,539,101
営業費用				
受託者報酬		11,824,540		11,918,050
委託者報酬		49,663,048		50,055,653
その他費用		236,282		238,189
営業費用合計		61,723,870		62,211,892
営業利益又は営業損失（ ）		4,270,286,370		690,327,209
経常利益又は経常損失（ ）		4,270,286,370		690,327,209
当期純利益又は当期純損失（ ）		4,270,286,370		690,327,209
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		-		-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		4,191,727,511		62,814,461
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		141,373,320		166,595,289
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		62,814,461		460,917,459

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成25年 7月11日から平成26年 7月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第19期 平成25年 7月10日現在	第20期 平成26年 7月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 46,534,997口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 46,534,997口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 62,814,461円	
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 240.65円 (100口当たり純資産額) (24,065円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 251.90円 (100口当たり純資産額) (25,190円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期 自 平成24年 7月11日 至 平成25年 7月10日	第20期 自 平成25年 7月11日 至 平成26年 7月10日																														
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期配当等収益額</td> <td>A</td> <td>194,867,983円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>B</td> <td>8,243,306円</td> </tr> <tr> <td>配当等収益合計額</td> <td>C=A+B</td> <td>203,111,289円</td> </tr> <tr> <td>経費</td> <td>D</td> <td>61,723,870円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			当期配当等収益額	A	194,867,983円	分配準備積立金	B	8,243,306円	配当等収益合計額	C=A+B	203,111,289円	経費	D	61,723,870円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期配当等収益額</td> <td>A</td> <td>228,830,280円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>B</td> <td>14,099円</td> </tr> <tr> <td>配当等収益合計額</td> <td>C=A+B</td> <td>228,844,379円</td> </tr> <tr> <td>経費</td> <td>D</td> <td>62,211,892円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			当期配当等収益額	A	228,830,280円	分配準備積立金	B	14,099円	配当等収益合計額	C=A+B	228,844,379円	経費	D	62,211,892円
項目																															
当期配当等収益額	A	194,867,983円																													
分配準備積立金	B	8,243,306円																													
配当等収益合計額	C=A+B	203,111,289円																													
経費	D	61,723,870円																													
項目																															
当期配当等収益額	A	228,830,280円																													
分配準備積立金	B	14,099円																													
配当等収益合計額	C=A+B	228,844,379円																													
経費	D	62,211,892円																													

収益分配可能額	E=C-D	141,387,419円	収益分配可能額	E=C-D	166,632,487円
収益分配金	F	141,373,320円	収益分配金	F	166,595,289円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	14,099円	次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	37,198円
口数	H	46,534,997口	口数	H	46,534,997口
100口当たり分配金	I=F/H×100	303円80銭	100口当たり分配金	I=F/H×100	358円00銭

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第19期 自 平成24年 7月11日 至 平成25年 7月10日	第20期 自 平成25年 7月11日 至 平成26年 7月10日
<p>1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第19期 平成25年 7月10日現在	第20期 平成26年 7月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法
株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

第19期 自 平成24年 7月11日 至 平成25年 7月10日	第20期 自 平成25年 7月11日 至 平成26年 7月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第19期 自 平成24年 7月11日 至 平成25年 7月10日	第20期 自 平成25年 7月11日 至 平成26年 7月10日
期首元本額 11,261,469,274円	期首元本額 11,261,469,274円
期中追加設定元本額 0円	期中追加設定元本額 0円
期中一部交換元本額 0円	期中一部交換元本額 0円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第19期 自 平成24年 7月11日 至 平成25年 7月10日	第20期 自 平成25年 7月11日 至 平成26年 7月10日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
株式	4,109,945,715	521,145,516
合計	4,109,945,715	521,145,516

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成26年 7月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	日本水産	10,300	321.00	3,306,300	
		マルハニチロ	1,800	1,611.00	2,899,800	
		サカタのタネ	1,800	1,372.00	2,469,600	
		ホクト	1,200	2,003.00	2,403,600	
		国際石油開発帝石	54,300	1,497.00	81,287,100	
		コムシスホールディングス	5,400	1,833.00	9,898,200	
		大成建設	42,000	548.00	23,016,000	
		大林組	27,000	688.00	18,576,000	
		清水建設	29,000	681.00	19,749,000	
		鹿島建設	39,000	430.00	16,770,000	
		西松建設	10,000	410.00	4,100,000	
		前田建設工業	7,000	766.00	5,362,000	
		奥村組	8,000	497.00	3,976,000	
		戸田建設	12,000	388.00	4,656,000	
		大東建託	3,000	11,895.00	35,685,000	
		N I P P O	4,000	1,687.00	6,748,000	
		前田道路	3,000	1,703.00	5,109,000	
		住友林業	6,600	1,209.00	7,979,400	
		パナホーム	6,000	786.00	4,716,000	
		大和ハウス工業	25,000	2,129.00	53,225,000	
		積水ハウス	25,500	1,377.00	35,113,500	
		中電工	2,400	1,514.00	3,633,600	
		関電工	8,000	571.00	4,568,000	
		九電工	2,000	981.00	1,962,000	
		日揮	10,000	3,088.00	30,880,000	
		高砂熱学工業	3,100	1,164.00	3,608,400	
		日清製粉グループ本社	10,300	1,214.00	12,504,200	
		山崎製パン	8,000	1,285.00	10,280,000	
		森永乳業	9,000	370.00	3,330,000	
		ヤクルト本社	6,500	5,350.00	34,775,000	
明治ホールディングス	2,800	6,910.00	19,348,000			
雪印メグミルク	2,600	1,310.00	3,406,000			

日本ハム	8,000	2,066.00	16,528,000
伊藤ハム	9,000	445.00	4,005,000
サッポロホールディングス	15,000	428.00	6,420,000
アサヒグループホールディングス	18,000	3,266.00	58,788,000
キリンホールディングス	35,900	1,466.00	52,629,400
宝ホールディングス	8,100	889.00	7,200,900
伊藤園	3,300	2,552.00	8,421,600
キッコーマン	8,000	2,139.00	17,112,000
味の素	22,000	1,581.00	34,782,000
キューピー	5,700	1,713.00	9,764,100
ハウス食品グループ本社	3,800	1,930.00	7,334,000
ニチレイ	11,000	476.00	5,236,000
日清食品ホールディングス	4,400	5,270.00	23,188,000
日本たばこ産業	49,500	3,700.00	183,150,000
東洋紡	33,000	171.00	5,643,000
日清紡ホールディングス	7,000	1,014.00	7,098,000
帝人	37,000	244.00	9,028,000
東レ	61,000	680.00	41,480,000
ワコールホールディングス	5,000	1,094.00	5,470,000
オンワードホールディングス	6,000	725.00	4,350,000
王子ホールディングス	40,000	412.00	16,480,000
日本製紙	4,300	1,857.00	7,985,100
レンゴー	10,000	465.00	4,650,000
クラレ	14,200	1,311.00	18,616,200
旭化成	52,000	774.00	40,248,000
住友化学	62,000	379.00	23,498,000
電気化学工業	17,000	385.00	6,545,000
信越化学工業	16,100	6,056.00	97,501,600
大陽日酸	16,000	898.00	14,368,000
日本触媒	8,000	1,309.00	10,472,000
カネカ	13,000	618.00	8,034,000
三菱瓦斯化学	18,000	625.00	11,250,000
三井化学	38,000	268.00	10,184,000
東京応化工業	1,700	2,400.00	4,080,000
三菱ケミカルホールディングス	56,000	443.00	24,808,000
ダイセル	14,000	987.00	13,818,000
積水化学工業	20,000	1,217.00	24,340,000
宇部興産	39,000	173.00	6,747,000
日立化成	7,700	1,659.00	12,774,300
花王	19,200	4,118.00	79,065,600
日本ペイント	10,000	2,208.00	22,080,000
D I C	36,000	247.00	8,892,000

東洋インキＳＣホールディングス	11,000	488.00	5,368,000
富士フイルムホールディングス	19,100	2,885.00	55,103,500
資生堂	14,900	1,847.00	27,520,300
ライオン	11,000	589.00	6,479,000
日東電工	6,500	4,712.00	30,628,000
ユニ・チャーム	7,700	6,102.00	46,985,400
協和発酵キリン	21,000	1,396.00	29,316,000
武田薬品工業	29,300	4,655.00	136,391,500
アステラス製薬	84,000	1,339.00	112,476,000
塩野義製薬	13,000	2,132.00	27,716,000
田辺三菱製薬	20,900	1,481.00	30,952,900
中外製薬	20,800	2,847.00	59,217,600
エーザイ	11,000	4,195.00	46,145,000
第一三共	26,300	1,855.00	48,786,500
大正製薬ホールディングス	3,300	7,440.00	24,552,000
昭和シェル石油	14,000	1,144.00	16,016,000
東燃ゼネラル石油	21,000	931.00	19,551,000
JXホールディングス	92,700	531.00	49,223,700
横浜ゴム	13,000	862.00	11,206,000
ブリヂストン	30,200	3,702.00	111,800,400
住友ゴム工業	9,800	1,462.00	14,327,600
旭硝子	44,000	594.00	26,136,000
日本板硝子	34,000	139.00	4,726,000
日本電気硝子	18,000	576.00	10,368,000
太平洋セメント	46,000	397.00	18,262,000
TOTO	13,000	1,341.00	17,433,000
日本碍子	12,000	2,335.00	28,020,000
新日鐵住金	353,000	309.00	109,077,000
神戸製鋼所	135,000	157.00	21,195,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	22,800	2,084.00	47,515,200
日新製鋼	4,100	1,310.00	5,371,000
日立金属	16,000	1,590.00	25,440,000
日本軽金属ホールディングス	20,300	158.00	3,207,400
三井金属鉱業	21,000	301.00	6,321,000
三菱マテリアル	49,000	370.00	18,130,000
住友金属鉱山	22,000	1,716.00	37,752,000
DOWAホールディングス	12,000	977.00	11,724,000
古河機械金属	15,000	208.00	3,120,000
古河電気工業	26,000	216.00	5,616,000
住友電気工業	29,500	1,489.00	43,925,500
フジクラ	13,000	511.00	6,643,000

SUMCO	9,600	959.00	9,206,400
東洋製罐グループホールディングス	8,100	1,556.00	12,603,600
三和ホールディングス	9,000	713.00	6,417,000
LIXILグループ	11,600	2,648.00	30,716,800
オークマ	6,000	949.00	5,694,000
アマダ	14,400	1,009.00	14,529,600
SMC	2,600	27,255.00	70,863,000
小松製作所	36,500	2,310.00	84,315,000
住友重機械工業	23,000	478.00	10,994,000
日立建機	8,000	2,008.00	16,064,000
クボタ	46,000	1,393.00	64,078,000
小森コーポレーション	2,500	1,388.00	3,470,000
荏原製作所	17,000	649.00	11,033,000
ダイキン工業	10,900	6,685.00	72,866,500
栗田工業	4,400	2,354.00	10,357,600
椿本チエイン	7,000	872.00	6,104,000
ダイフク	4,200	1,423.00	5,976,600
平和	3,700	2,216.00	8,199,200
アマノ	2,800	1,160.00	3,248,000
セガサミーホールディングス	9,900	1,978.00	19,582,200
日本精工	20,000	1,337.00	26,740,000
NTN	20,000	464.00	9,280,000
ジェイテクト	12,700	1,749.00	22,212,300
不二越	9,000	738.00	6,642,000
三菱重工業	125,000	649.00	81,125,000
IHI	57,000	471.00	26,847,000
コニカミノルタ	19,800	1,008.00	19,958,400
ブラザー工業	10,300	1,782.00	18,354,600
ミネベア	15,000	1,179.00	17,685,000
日立製作所	180,000	764.00	137,520,000
東芝	157,000	472.00	74,104,000
三菱電機	80,000	1,274.00	101,920,000
富士電機	28,000	506.00	14,168,000
日本電気	97,000	355.00	34,435,000
富士通	77,000	766.00	58,982,000
パナソニック	91,200	1,222.00	111,446,400
シャープ	63,000	325.00	20,475,000
ソニー	38,800	1,688.00	65,494,400
TDK	4,800	4,800.00	23,040,000
ファナック	8,900	17,640.00	156,996,000
京セラ	14,000	4,823.00	67,522,000
村田製作所	8,400	9,511.00	79,892,400

キヤノン	49,600	3,261.00	161,745,600
リコー	27,700	1,165.00	32,270,500
東京エレクトロン	6,700	7,189.00	48,166,300
豊田自動織機	12,100	5,250.00	63,525,000
デンソー	32,900	4,682.00	154,037,800
三井造船	31,000	209.00	6,479,000
川崎重工業	62,000	397.00	24,614,000
日本車輛製造	5,000	398.00	1,990,000
日産自動車	168,000	973.00	163,464,000
トヨタ自動車	127,000	6,003.00	762,381,000
新明和工業	4,000	878.00	3,512,000
トピー工業	9,000	210.00	1,890,000
本田技研工業	67,300	3,573.00	240,462,900
シマノ	3,400	11,100.00	37,740,000
テルモ	14,100	2,264.00	31,922,400
島津製作所	11,000	963.00	10,593,000
ニコン	14,900	1,564.00	23,303,600
オリンパス	12,700	3,620.00	45,974,000
HOYA	16,200	3,359.00	54,415,800
シチズンホールディングス	12,300	795.00	9,778,500
バンダイナムコホールディングス	8,200	2,345.00	19,229,000
トッパン・フォームズ	4,300	1,040.00	4,472,000
凸版印刷	26,000	783.00	20,358,000
大日本印刷	26,000	1,076.00	27,976,000
日本写真印刷	1,700	1,636.00	2,781,200
アシックス	7,400	2,234.00	16,531,600
ヤマハ	7,300	1,598.00	11,665,400
リンテック	2,800	2,058.00	5,762,400
任天堂	5,300	12,450.00	65,985,000
タカラスタンダード	5,000	923.00	4,615,000
コクヨ	4,800	891.00	4,276,800
岡村製作所	4,200	883.00	3,708,600
東京電力	59,700	410.00	24,477,000
中部電力	28,200	1,242.00	35,024,400
関西電力	34,900	988.00	34,481,200
東北電力	18,700	1,179.00	22,047,300
九州電力	17,600	1,205.00	21,208,000
東京瓦斯	94,000	591.00	55,554,000
大阪瓦斯	77,000	429.00	33,033,000
東武鉄道	40,000	524.00	20,960,000
東京急行電鉄	47,000	727.00	34,169,000
小田急電鉄	27,000	972.00	26,244,000

東日本旅客鉄道	14,700	8,108.00	119,187,600
西日本旅客鉄道	7,200	4,525.00	32,580,000
東海旅客鉄道	7,700	14,790.00	113,883,000
近畿日本鉄道	71,000	372.00	26,412,000
阪急阪神ホールディングス	47,000	577.00	27,119,000
日本通運	39,000	491.00	19,149,000
ヤマトホールディングス	16,900	2,058.00	34,780,200
福山通運	10,000	570.00	5,700,000
セイノーホールディングス	8,000	1,152.00	9,216,000
日本郵船	63,000	292.00	18,396,000
商船三井	45,000	372.00	16,740,000
A N Aホールディングス	131,000	244.00	31,964,000
三菱倉庫	7,000	1,512.00	10,584,000
三井倉庫	5,000	443.00	2,215,000
住友倉庫	7,000	572.00	4,004,000
上組	10,000	948.00	9,480,000
郵船ロジスティクス	1,600	1,107.00	1,771,200
I Tホールディングス	3,300	1,885.00	6,220,500
野村総合研究所	8,400	3,035.00	25,494,000
オービック	3,700	3,325.00	12,302,500
ヤフー	211,600	454.00	96,066,400
トレンドマイクロ	5,200	3,435.00	17,862,000
日本オラクル	4,700	4,410.00	20,727,000
伊藤忠テクノソリューションズ	2,200	4,350.00	9,570,000
大塚商会	3,500	4,830.00	16,905,000
エイベックス・グループ・ホールディングス	1,700	1,748.00	2,971,600
日本ユニシス	4,100	844.00	3,460,400
日本電信電話	27,200	6,437.00	175,086,400
K D D I	33,300	6,182.00	205,860,600
N T T ドコモ	162,200	1,753.00	284,336,600
東宝	7,000	2,393.00	16,751,000
エヌ・ティ・ティ・データ	10,400	3,805.00	39,572,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	4,300	1,936.00	8,324,800
富士ソフト	1,300	2,158.00	2,805,400
コナミ	5,300	2,274.00	12,052,200
ソフトバンク	44,600	7,486.00	333,875,600
双日	46,500	174.00	8,091,000
伊藤忠商事	58,900	1,301.00	76,628,900
丸紅	65,000	736.00	47,840,000
豊田通商	13,200	2,883.00	38,055,600

三井物産	66,800	1,631.00	108,950,800
住友商事	46,500	1,353.00	62,914,500
三菱商事	61,400	2,116.00	129,922,400
キヤノンマーケティングジャパン	5,600	1,942.00	10,875,200
岩谷産業	9,000	735.00	6,615,000
サンリオ	3,300	2,802.00	9,246,600
スズケン	3,500	3,585.00	12,547,500
ローソン	3,700	7,760.00	28,712,000
エービーシー・マート	2,800	5,340.00	14,952,000
J.フロント リテイリング	20,000	682.00	13,640,000
三越伊勢丹ホールディングス	14,700	1,251.00	18,389,700
セブン&アイ・ホールディングス	32,900	4,359.00	143,411,100
良品計画	1,000	12,300.00	12,300,000
ファミリーマート	3,600	4,470.00	16,092,000
しまむら	1,400	10,360.00	14,504,000
高島屋	12,000	947.00	11,364,000
エイチ・ツー・オー リテイリング	9,000	784.00	7,056,000
丸井グループ	11,800	940.00	11,092,000
イオン	31,500	1,155.00	36,382,500
ユニグループ・ホールディングス	8,700	626.00	5,446,200
イズミ	2,900	3,185.00	9,236,500
ヤマダ電機	35,900	361.00	12,959,900
ニトリホールディングス	4,300	5,700.00	24,510,000
ファーストリテイリング	3,900	33,505.00	130,669,500
サンドラッグ	2,500	4,420.00	11,050,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	526,400	605.00	318,472,000
りそなホールディングス	65,200	589.00	38,402,800
三井住友トラスト・ホールディングス	145,000	453.00	65,685,000
三井住友フィナンシャルグループ	52,500	4,152.00	217,980,000
千葉銀行	33,000	731.00	24,123,000
横浜銀行	48,000	594.00	28,512,000
常陽銀行	29,000	542.00	15,718,000
ふくおかフィナンシャルグループ	32,000	496.00	15,872,000
静岡銀行	25,000	1,132.00	28,300,000
みずほフィナンシャルグループ	902,100	201.00	181,322,100
大和証券グループ本社	65,000	854.00	55,510,000
野村ホールディングス	142,000	676.00	95,992,000
NKSJホールディングス	15,400	2,661.00	40,979,400
MS&ADインシュアランスグループホール	23,500	2,356.00	55,366,000
第一生命保険	37,200	1,428.00	53,121,600

	東京海上ホールディングス	28,600	3,243.00	92,749,800	
	クレディセゾン	6,900	2,100.00	14,490,000	
	イオンフィナンシャルサービス	7,700	2,422.00	18,649,400	
	アコム	59,300	420.00	24,906,000	
	日立キャピタル	4,600	2,727.00	12,544,200	
	オリックス	49,200	1,650.00	81,180,000	
	三菱UFJリース	33,300	593.00	19,746,900	
	三井不動産	36,000	3,382.00	121,752,000	
	三菱地所	52,000	2,494.00	129,688,000	
	住友不動産	18,000	4,314.00	77,652,000	
	イオンモール	8,500	2,634.00	22,389,000	
	エヌ・ティ・ティ都市開発	12,200	1,149.00	14,017,800	
	ディー・エヌ・エー	5,600	1,328.00	7,436,800	
	電通	10,700	4,110.00	43,977,000	
	みらかホールディングス	2,200	4,965.00	10,923,000	
	オリエンタルランド	3,400	18,035.00	61,319,000	
	ユー・エス・エス	11,600	1,735.00	20,126,000	
	東京ドーム	7,000	473.00	3,311,000	
	トランス・コスモス	1,800	2,202.00	3,963,600	
	セコム	8,700	6,210.00	54,027,000	
	ベネッセホールディングス	3,800	4,145.00	15,751,000	
小計	銘柄数：300			11,715,967,600	
	組入時価比率：99.9%			100.0%	
合計				11,715,967,600	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(平成26年 7月10日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成26年 7月31日現在

資産総額	12,176,526,692円
負債総額	170,247,993円
純資産総額（ - ）	12,006,278,699円
発行済口数	46,534,997口
1口当たり純資産額（ / ）	258.01円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

(6) 信託終了時の交換等

委託者は、ファンドが信託終了するときは、委託者が別に定める1,200万口以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の5営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとしします。委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について受益者が日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社等である場合に信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとしします。なお、一定口数に満たない振替受益権または受益証券（取引所売買単位未満の振替受益権または受益証券を含みます。）等については、信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取することを原則としします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い交換請求の受付け、交換株式の交付および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成26年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

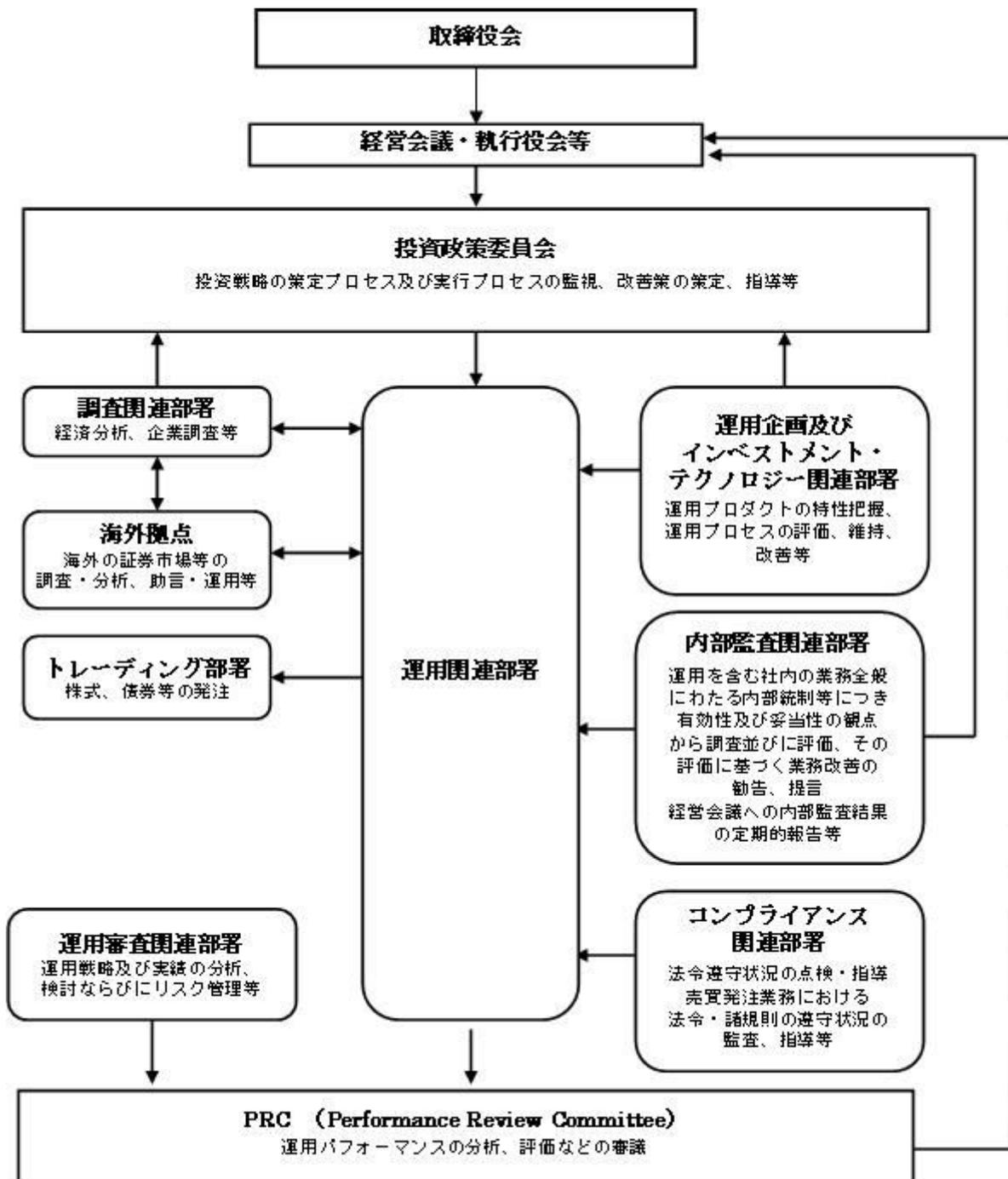
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成26年7月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	820	14,514,862

単位型株式投資信託	45	230,086
追加型公社債投資信託	18	6,379,481
単位型公社債投資信託	51	542,546
合計	934	21,666,975

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		333	247
金銭の信託		51,061	51,758
有価証券		4,500	11,800
前払金		-	0
前払費用		29	28
未収入金		271	287
未収委託者報酬		8,651	10,741
未収収益		4,224	5,999
繰延税金資産		1,504	2,010
その他		12	159
貸倒引当金		6	8
流動資産計		70,582	83,026
固定資産			
有形固定資産		1,470	1,508

建物	2	485		442	
器具備品	2	985		1,065	
無形固定資産			8,458		8,249
ソフトウェア		8,457		8,248	
電話加入権		1		1	
その他		0		0	
投資その他の資産			21,443		22,052
投資有価証券		9,061		11,747	
関係会社株式		12,092		9,609	
従業員長期貸付金		29		35	
長期差入保証金		55		50	
長期前払費用		19		80	
前払年金費用		-		347	
その他		184		181	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計			31,373		31,810
資産合計			101,956		114,837

区分	注記 番号	前事業年度 (平成25年 3月31日)		当事業年度 (平成26年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
短期借入金			3,000		-
関係会社短期借入金			2,000		-
預り金			102		106
未払金	1		6,481		9,720
未払収益分配金		3		2	
未払償還金		42		33	
未払手数料		3,764		4,493	
その他未払金		2,671		5,191	
未払費用	1		6,979		8,420
未払法人税等			763		1,960
賞与引当金			3,109		3,984
流動負債計			22,436		24,191
固定負債					
退職給付引当金			813		-
時効後支払損引当金			495		505
繰延税金負債			1,640		3,211
固定負債計			2,948		3,716
負債合計			25,385		27,907
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			71,942		80,249
資本剰余金			17,180		17,180
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			43,032		51,339
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		42,347		50,654	
別途積立金		24,606		24,606	

繰越利益剰余金		17,740		26,048	
評価・換算差額等			4,628		6,679
その他有価証券評価差額金			4,659		6,679
繰延ヘッジ損益			30		-
純資産合計			76,570		86,929
負債・純資産合計			101,956		114,837

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			74,067		87,258
運用受託報酬			17,516		24,589
その他営業収益			163		188
営業収益計			91,747		112,036
営業費用					
支払手数料			37,925		44,194
広告宣伝費			768		793
公告費			0		0
受益証券発行費			5		6
調査費			16,591		20,794
調査費		1,138		1,250	
委託調査費		15,453		19,544	
委託計算費			903		941
営業雑経費			2,616		2,926
通信費		199		188	
印刷費		1,057		948	
協会費		76		76	
諸経費		1,282		1,712	
営業費用計			58,810		69,656
一般管理費					
給料			10,039		11,091
役員報酬	2	229		292	
給料・手当		6,696		6,823	
賞与		3,114		3,975	
交際費			122		131
旅費交通費			446		454
租税公課			289		387
不動産賃借料			1,242		1,212
退職給付費用			1,067		1,069
固定資産減価償却費			4,106		3,518
諸経費			6,273		6,596
一般管理費計			23,589		24,460
営業利益			9,347		17,919

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)		当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	3,002		3,680	
収益分配金		0		0	
受取利息		2		3	
金銭の信託運用益		1,016		379	
為替差益		43		-	
その他		331		336	
営業外収益計			4,396		4,400
営業外費用					
支払利息	1	56		11	
時効後支払損引当金繰入額		9		24	
その他		78		132	
営業外費用計			145		169
経常利益			13,598		22,151
特別利益					
投資有価証券等売却益		59		-	
株式報酬受入益		160		203	
固定資産売却益		10		-	
特別利益計			230		203
特別損失					
投資有価証券売却損		60		-	
投資有価証券償還損		-		51	
投資有価証券評価損		9		2	
関係会社株式評価損		2,916		2,491	
固定資産除却損	3	118		17	
特別損失計			3,105		2,562
税引前当期純利益			10,723		19,792
法人税、住民税及び事業税			3,765		7,608
法人税等調整額			446		90
当期純利益			6,510		12,273

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金		

当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	14,320	39,611	68,521
当期変動額								
剰余金の配当						3,090	3,090	3,090
当期純利益						6,510	6,510	6,510
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純 額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	3,420	3,420	3,420
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,693	12	2,705	71,227
当期変動額				
剰余金の配当				3,090
当期純利益				6,510
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	1,965	43	1,922	1,922
当期変動額合計	1,965	43	1,922	5,342
当期末残高	4,659	30	4,628	76,570

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途 積立金	繰 越 利益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942
当期変動額								
剰余金の配当						3,966	3,966	3,966
当期純利益						12,273	12,273	12,273
株主資本以外 項目の当期 変動額(純 額)								

当期変動額合計	-	-	-	-	-	8,307	8,307	8,307
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,659	30	4,628	76,570
当期変動額				
剰余金の配当				3,966
当期純利益				12,273
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,020	30	2,051	2,051
当期変動額合計	2,020	30	2,051	10,358
当期末残高	6,679	-	6,679	86,929

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p>								
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p>								

<p>5 . 消費税等の会計処理方法</p> <p>6 . 連結納税制度の適用</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p> <p>連結納税制度を適用しております。</p>
---	--

[未適用の会計基準等]

<p>「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）</p>	
(1) 概要	<p>未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。</p>
(2) 適用予定日	<p>退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。 なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。</p>
(3) 当該会計基準等の適用による影響	<p>退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませぬ。</p>

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (平成25年3月31日)		当事業年度末 (平成26年3月31日)	
1 . 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。		1 . 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。	
未払金	2,368百万円	未払金	4,601百万円
未払費用	1,584	未払費用	1,607

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額		2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	
建物	518百万円	建物	565百万円
器具備品	2,524	器具備品	2,849
合計	3,043	合計	3,414

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,922百万円 支 払 利 44 息	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,568百万円 支 払 利 5 息
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)
3. 固定資産除却損 建物 5百万円 器具備品 23 ソ フ ト ウ エ 89 ア 合計 118	3. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 6 ソ フ ト ウ エ 11 ア 合計 17

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年 5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円

1株当たり配当額 600円

基準日 平成24年 3月31日

効力発生日 平成24年 6月 1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年 5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,966百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額	770円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月21日

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,966百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	770円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	10,043百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	1,950円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月2日

金融商品関係

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	333	333	-
(2)金銭の信託	51,061	51,061	-
(3)未収委託者報酬	8,651	8,651	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	12,678	12,678	-
(5)関係会社株式	3,064	104,822	101,758
資産計	75,789	177,548	101,758
(6)短期借入金	3,000	3,000	-
(7)関係会社短期借入金	2,000	2,000	-
(8)未払金	6,481	6,481	-
未払収益分配金	3	3	-
未払償還金	42	42	-
未払手数料	3,764	3,764	-
其他未払金	2,671	2,671	-
(9)未払費用	6,979	6,979	-
(10)未払法人税等	763	763	-
負債計	19,224	19,224	-
(11)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	-
デリバティブ取引計	3	3	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 短期借入金、(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券883百万円、関係会社株式9,028百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,916百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	333	-	-	-
金銭の信託	51,061	-	-	-
未収委託者報酬	8,651	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	4,500	-	-	-

合計	64,547	-	-	-
----	--------	---	---	---

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金銭信託を通じ保有しております。特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	247	247	-
(2)金銭の信託	51,758	51,758	-
(3)未収委託者報酬	10,741	10,741	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	22,467	22,467	-
(5)関係会社株式	3,064	141,441	138,377

資産計	88,278	226,656	138,377
(6)未払金	9,720	9,720	-
未払収益分配金	2	2	-
未払償還金	33	33	-
未払手数料	4,493	4,493	-
その他未払金	5,191	5,191	-
(7)未払費用	8,420	8,420	-
(8)未払法人税等	1,960	1,960	-
負債計	20,100	20,100	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によります。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等(貸借対照表計上額：投資有価証券1,080百万円、関係会社株式6,545百万円)は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,494百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	247	-	-	-
金銭の信託	51,758	-	-	-
未収委託者報酬	10,741	-	-	-
有価証券	11,800	-	-	-
合計	74,547	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1．売買目的有価証券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	104,822	101,758
合計	3,064	104,822	101,758

4．その他有価証券(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	7,534	282	7,251
小計	7,534	282	7,251
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託(1)	644	645	0
譲渡性預金	4,500	4,500	-
小計	5,144	5,145	0
合計	12,678	5,427	7,250

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は300万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	21	6	-
投資信託	708	-	60
合計	730	6	60

当事業年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

1. 売買目的有価証券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	141,441	138,377
合計	3,064	141,441	138,377

4. その他有価証券(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	10,667	282	10,384
小計	10,667	282	10,384
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	11,800	11,800	-
小計	11,800	11,800	-
合計	22,467	12,082	10,384

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	-	-	-
投資信託	761	-	51
合計	761	-	51

(注) 投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

退職給付関係

前事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 退職給付債務に関する事項(平成25年 3月31日)	
イ. 退職給付債務	15,209百万円
ロ. 年金資産	12,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ)	2,752
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,471
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	532
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ)	813
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト - チ)	813
3. 退職給付費用に関する事項(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
イ. 勤務費用	608百万円
ロ. 利息費用	251
ハ. 期待運用収益	237
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	304
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ)	885
チ. その他(注)	170
計	1,055
(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。	
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.5%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,209 百万円
勤務費用	750
利息費用	228
数理計算上の差異の発生額	25
退職給付の支払額	494
その他	11
退職給付債務の期末残高	15,680

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	12,456 百万円
期待運用収益	311
数理計算上の差異の発生額	428
事業主からの拠出額	2,065
退職給付の支払額	475
年金資産の期末残高	14,786

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,485 百万円
年金資産	14,786
	1,301
非積立型制度の退職給付債務	2,194
未積立退職給付債務	893
未認識数理計算上の差異	1,733
未認識過去勤務費用	492
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	347
前払年金費用	347
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	347

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	750 百万円
利息費用	228
期待運用収益	311
数理計算上の差異の費用処理額	284
過去勤務費用の費用処理額	40
その他	12
確定給付制度に係る退職給付費用	899

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	30%
株式	18%
受益証券等	14%
生保一般勘定	19%
その他	19%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、170百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成25年3月31日)		当事業年度末 (平成26年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
関係会社株式評価減	1,050	関係会社株式評価減	1,947
賞与引当金	1,181	賞与引当金	1,434
所有株式税務簿価通算差異	776	所有株式税務簿価通算差異	776
投資有価証券評価減	501	投資有価証券評価減	502
未払事業税	184	未払事業税	425
ゴルフ会員権評価減	408	ゴルフ会員権評価減	408
減価償却超過額	208	減価償却超過額	206
時効後支払損引当金	178	時効後支払損引当金	181
子会社株式売却損	172	子会社株式売却損	172
未払社会保険料	90	未払社会保険料	100
退職給付引当金	292	退職給付引当金	-
繰延ヘッジ損失	18	繰延ヘッジ損失	-
その他	124	その他	126
繰延税金資産小計	5,189	繰延税金資産小計	6,284
評価性引当金	2,704	評価性引当金	3,602
繰延税金資産計	2,485	繰延税金資産計	2,681
繰延税金負債		繰延税金負債	
有価証券評価差額金	2,620	有価証券評価差額金	3,757
前払年金費用	-	前払年金費用	125
繰延税金負債計	2,620	繰延税金負債計	3,882
繰延税金負債(純額)	135	繰延税金負債(純額)	1,200
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	38.0%	法定実効税率	38.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	10.1%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.7%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.4%
外国税額控除	0.0%	外国税額控除	0.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5%
関係会社株式評価減	10.3%	関係会社株式評価減	4.7%
その他	1.6%	その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38%から36%に変更されております。この変更により、繰延税金負債の純額が111百万円増加し、法人税等調整額（貸方）は111百万円減少しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域

ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	59,500	短期借入金	2,000
							資金の返済	66,000		
							借入金利息の支払	44	未払費用	0

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	4,433	未払費用	706

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	30,983	未払手数料	3,105

親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る 投資顧問料の支払 (*4)	1,941	未払費用	827
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000 (百万円)	信託銀行業		資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	3,000
							借入金利息の支払	12	未払費用	-

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代 hands 手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

(株)野村総合研究所

流動資産合計	173,289
固定資産合計	239,585
流動負債合計	119,860
固定負債合計	20,742
純資産合計	272,272
売上高	337,340
税引前当期純利益	34,116
当期純利益	21,546

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	8,000	短期借入金	-
							資金の返済	10,000		
							借入金利息の支払	5	未払費用	-

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.5%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	5,073	未払費用	716

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	36,867	未払手数料	3,854
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	1,959	未払費用	760
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000 (百万円)	信託銀行業		資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の返済	3,000	短期借入金	-
							借入金利息の支払	6	未払費用	-

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (* 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (* 2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (* 3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (* 4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)	
(株)野村総合研究所	
流動資産合計	191,892
固定資産合計	249,548
流動負債合計	84,950
固定負債合計	55,262
純資産合計	301,227
売上高	355,777
税引前当期純利益	47,854
当期純利益	28,759

1株当たり情報

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,866円12銭	1株当たり純資産額	16,877円25銭
1株当たり当期純利益	1,264円08銭	1株当たり当期純利益	2,382円87銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	6,510百万円	損益計算書上の当期純利益	12,273百万円
普通株式に係る当期純利益	6,510百万円	普通株式に係る当期純利益	12,273百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成26年7月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
藍澤證券株式会社	8,000百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
香川証券株式会社	555百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
上光証券株式会社	500百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
長野證券株式会社	600百万円	
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
丸八証券株式会社	3,751百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440百万円	
八幡証券株式会社	2,000百万円	
ソシエテジェネラル証券会社 東京支店	31,703百万円	
U B S 証券株式会社	74,450百万円	

*平成26年7月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

<再信託受託者の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 設立年月日 : 平成12年6月20日
 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 銀行免許取得日および
 信託業務の認可取得日 : 平成12年7月13日

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、収益分配金の支払いならびに信託終了時の交換の交付等を行ないます。

3【資本関係】

（持株比率5%以上を記載します。）

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成25年 7月12日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年 9月26日	有価証券届出書
平成25年 9月26日	有価証券報告書
平成26年 3月27日	有価証券届出書の訂正届出書
平成26年 3月27日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原尚

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年8月27日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 部 俊 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日経300株価指数連動型上場投資信託の平成25年7月11日から平成26年7月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日経300株価指数連動型上場投資信託の平成26年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。